

**大阪市立の高等学校の大阪府への移管に伴う
譲渡財産の取扱いの基本的な考え方について（案）**

○財産は、起債償還費を併せて承継することとして、無償で譲渡する。

○譲渡した財産は、移管した高校の用途に直接使用することを基本とする。

○譲渡した後に、移管した高校について定員割れ等により再編することが必要となった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ・府立高校の用途に利用することを原則とする。
- ・特別支援学校の用途に転用することが必要な場合は、転用可能とする。
- ・ただし、普通財産としての処分（売却等）については、収益を府立学校の教育充実に充てる場合は、処分可能とする。

○移管と併せて再編を検討している高校（泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校）の取扱いは、次のとおりとする。

- ・廃校とすることが決定した高校が使用していた財産は、売却することを基本とし、収益を再編により新設する工業高校、都島工業高校、又は工芸高校の教育の充実に使用することとする。